

事業主の皆様へ . . .

雇用促進助成金のご案内

「障がい者雇用を考えてみませんか」

今までの羽幌町雇用促進助成制度の一部を改正したことにより、障がいを持つ方を雇用しやすくなりました！（平成27年12月18日から施行）

助成金の流れ

助成対象事業者の指定

まずは羽幌町から助成対象事業者の指定を受ける必要があります。

次のどちらかの条件を満たしたときに指定事業者となります。

①羽幌町民を常用労働者として雇用し、事業所の常用労働者数が増加したとき

②すでに雇用している羽幌町民の常用パート社員を、正社員にしたとき

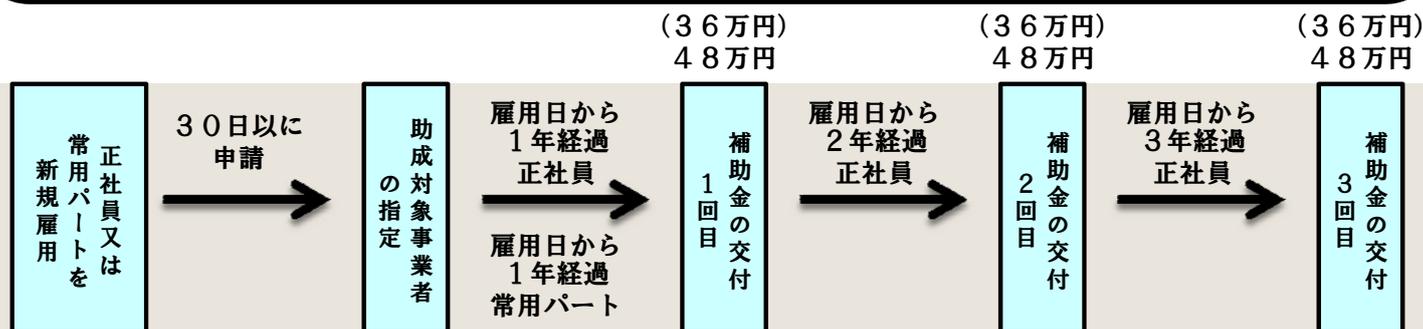
※雇用等した日から30日以内に、あらかじめ申請する必要があります。

障がい者を雇用した場合、1年経過するごとに助成します。

正社員 48万円 常用パート 18万円

（3年限度）

（1年限度）



※障がい者以外の人を雇用した場合は () の金額になります。 (12万円 / 18万円)

必要書類等

- ・障がいを持つ方と確認できる書類等の写し（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）
- ・その他、詳しくは羽幌町のホームページを確認するか、羽幌町役場 商工観光課 商工労働係にお問い合わせください。

<http://www.town.haboro.lg.jp/kurashi/sangyou/roudou/koyousokushin.html>

申請受付
お問い合わせ

羽幌町役場 商工観光課 商工労働係
〒078-4198 北海道苫前郡羽幌町南町1番地の1
電話:0164-68-7007 FAX:0164-62-1219